

1 すすきの地区等における営業時間短縮等の要請内容及び協力支援金

11月7日以降の集中対策期間における、接待を伴う飲食店（風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗）や酒類提供を行う飲食店等への営業時間短縮等の要請に伴い、要請に協力いただいた事業者に対し協力支援金を交付。要請内容及び協力支援金は以下のとおり。

期間	対象区域	対象施設	要請内容	支援金額	事業費
11/7 ～11/27 (21日間)	すすきの地区※1	・接待を伴う飲食店 ・酒類提供を行う飲食店	・営業時間短縮（営業時間は「5時から22時まで」） ・北海道スタイルに基づく対策を徹底 ・酒類提供時間短縮（酒類提供時間は「5時から22時まで」） ・北海道スタイルに基づく対策を徹底	1店舗あたり 20万円	880,000 千円
		・酒類提供を行うカラオケ店 ・酒類提供を行う料理店等			
11/28 ～12/11 (14日間)	市内全域	・接待を伴う飲食店	休業	1店舗あたり 60万円	1,540,000 千円
	すすきの地区※2	・酒類提供を行う飲食店	・営業時間短縮（営業時間は「5時から22時まで」） ・北海道スタイルに基づく対策を徹底	1店舗あたり 30万円	
		・酒類提供を行うカラオケ店 ・酒類提供を行う料理店等	・酒類提供時間短縮（酒類提供時間は「5時から22時まで」） ・北海道スタイルに基づく対策を徹底		
12/12 ～12/25 (14日間)	市内全域	・接待を伴う飲食店	休業	1店舗あたり 60万円	1,540,000 千円
	すすきの地区※2	・酒類提供を行う飲食店	・営業時間短縮（営業時間は「5時から22時まで」） ・北海道スタイル等に基づく対策を徹底	1店舗あたり 30万円	
		・酒類提供を行うカラオケ店 ・酒類提供を行う料理店等	・酒類提供時間短縮（酒類提供時間は「5時から22時まで」） ・北海道スタイル等に基づく対策を徹底		
12/26 ～1/15 (21日間)	市内全域	・接待を伴う飲食店	・営業時間短縮（営業時間は「5時から22時まで」） ・「業種別ガイドライン」及び「北海道スタイル」に基づく対策の徹底	1店舗あたり 50万円	470,000 千円
1/16 ～2/15 (31日間)	市内全域	・接待を伴う飲食店	・営業時間短縮（営業時間は「5時から22時まで」） ・「業種別ガイドライン」及び「北海道スタイル」に基づく対策の徹底	1店舗1日あたり 2万円	2,550,000 千円
	すすきの地区※2	・飲食店、カラオケ店、料理店等			
					合計 6,980,000 千円

※1 南3条から南8条まで、かつ西2丁目から西6丁目までの区域

※2 南3条から南8条まで、かつ西2丁目から西6丁目までの区域及び西1丁目から西7丁目までの狸小路（市道南2・3条中通線）に面する施設

2 すすきの地区における今後の継続的な感染防止対策

すすきの地区における継続的な対策として、感染リスクを低減させながら、その水準を維持していくため、接待を伴う飲食店を対象とし、「感染リスク低減のための正しい知識の共有」と「定期的なPCR検査の受検など安心して訪問できる環境づくり」を柱とした新たな感染防止対策を展開する。

(1) 取組の概要

① 感染リスク低減のための正しい知識の共有

○ 取組1 ネットワークの強化

- ▶ 接待を伴う飲食店グループの訪問
- ▶ 意見交換会、勉強会の実施

○ 取組2 手引書の作成と普及啓発

- ▶ すすきの観光協会との連携のもと手引書を作成し、すすきの地区の全ての接待を伴う飲食店に配布
- 【手引書の主な内容】
  - ・接客時のルール等の感染症対策ガイドライン
  - ・従業員が定期的にPCR検査を受検する仕組み
  - ・陽性者が発生した場合の店舗消毒等の対処方法や営業再開までのルール
- ▶ 手引書の周知（店舗へのローラー活動）

② 定期的なPCR検査など安心して訪問できる環境づくり

○ 取組3 定期的なPCR検査受検の促進

- ▶ 従業員が定期的にPCR検査を受検する費用を札幌市が負担

○ 取組4 協力店舗への感染防止対策の支援

- ▶ 定期的なPCR検査の協力店舗で陽性者が発生した場合に店舗消毒等の費用を支援
- ▶ 手引書に沿った感染防止対策を実践している事業者に対して、実践ステッカーの交付や感染防止対策助成金（1店舗あたり25万円）を支給

(2) 事業費 【361,000千円】

- 手引書作成・周知費 9,000千円
- PCR検査費（約4万件分） 115,000千円
- 協力店舗への感染防止対策支援費 237,000千円（感染者発生店舗支援：36,000千円、感染防止対策助成金：201,000千円）